

和寒町公共施設照明ＬＥＤ照明導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 ５ 年 ３ 月

和寒町総務課財政係

和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業

2. 趣旨

この実施要領は、和寒町（以下、「町」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のＬＥＤ照明に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施概要

（１）事業名 和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業

（２）事業内容

①設備導入に関する実施設計、施工、施工監理及び関連業務

②リース期間中における設備の維持管理業務

（３）事業場所

北海道上川郡和寒町全域（仕様書内に記載する公共施設）

（４）事業スケジュール

①設備導入工事期間：契約締結日から令和６年３月３１日まで

②事業実績報告：令和６年３月３１日まで

③リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から１０年間（１２０か月）

（５）提案金額

リース料金：５４，７８６，０００円／１２０か月

（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

（６）留意事項

本事業は、契約候補者を選定するために行うものである。

和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

4. 応募条件

（１）応募者

①応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）を構成しての応募も可能とする。

ア．機器をリース及び管理する業務

イ．機器を製造・販売する業務

ウ．工事を実施する業務

エ．その他、業務遂行上必要な業務

②応募者の代表者は、機器のリース及び管理する業者とする。

その代表者が町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成は連携し

て業務遂行の責を負うものとする。

③参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

④設備導入工事及び維持管理等については、町内電気工事業者を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

⑤応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、契約候補者となった場合は契約等に係る諸手続きを行う。

⑥応募者は、次の役割を各構成員にて分担する。

ア. 町との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。

イ. 施工・メンテナンスや製品供給等の多様なサービスを提供する。

(2) 応募者の資格要件

応募者（グループの構成員を含む）の資格要件は次のとおりとし、これらの要件を満たすこととする。

①北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。

②応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであること。

③応募者（グループの場合は代表者）は、下記のいずれかに該当する者。

ア. 民間企業

イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ. 法律により直接設立された法人

④応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。

⑤応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

⑥リース期間中（１０年間）、維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給ができること。

⑦令和４年度和寒町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、提案書の参加表明受付期限までに登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

②実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）及び和寒町暴力団排除の推進に関する条例（平成２５年条例第２４号）第２条第１項１～３号に該当している者。

④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続開始の申立てをしている者。

⑤納めるべき税金を滞納している者。

5. 契約事業者選定の流れ

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、和寒町プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町ＨＰ掲載）	令和５年３月１０日（金）から
参加表明受付期限	令和５年３月１０日（金）から 令和５年３月２０日（月）まで
質問提出期限	令和５年３月１０日（金）から 令和５年３月２０日（月）まで
提案書の提出期限	令和５年３月２８日（火）
プレゼンテーション実施（予定）	令和５年３月２９日（水）
契約候補者の選定	令和５年３月３０日（木）
審査結果公表	令和５年３月下旬
詳細協議 ※１	令和５年３月下旬
契約事業者の選定 ※２	令和５年３月下旬

※１ 詳細協議

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議を進めるものとする。

※２ 契約事業者の選定

契約候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。

契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。

(3) 質問

①質問方法

任意の質問書により電子メール又はＦＡＸで、件名を「【質問書】（参加資格又は提案書）和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業（企業名）」とすること。

②提出先

和寒町総務課財政係

メール：sou-zaisei@town.wassamu.hokkaido.jp

電 話：０１６５－３２－２４２１ ＦＡＸ：０１６５－３２－４２３８

③質問受付期間

令和５年３月２０日（月）まで

④質問への回答

随時、電子メール又はＦＡＸで回答する。

なお、提案書に関する質問は、和寒町ホームページに回答を掲載（質問者名は除く）し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者又は応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを７部（正本１部、副本６部）提出すること。

(1) 参加表明書

①提出書類

- ア. 参加意向申出書【様式1】(応募者の代表者)
- イ. 構成企業届【任意様式】(グループの場合のみ)
応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ウ. 各構成企業概要【任意様式】(リース会社・器具メーカーのみ)
会社名、代表者名、所在地、電話番号、資本金、従業員数、設立年、事業内容、その他
- エ. 業務実績報告書【任意様式】(リース会社・器具メーカーのみ)
- オ. その他(リース会社・器具メーカーのみ)
 - a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3か月以内の商業登記簿謄本の写し
 - b 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
 - c 業務内容がわかるパンフレット等
 - d 直近1年間の納税証明書
 - e 委任状(支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合)
 - f 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの)の写し

②提出期限

令和5年3月20日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(2) 提案書

①提出書類【様式4】及び下記書類【任意様式】

- ア. 事業実施方針
- イ. 公共施設LED導入計画及び維持管理に関する提案
- ウ. LED機器に関する提案
- エ. 事業工程表
- オ. 事業費積算書

提案にあたり、本事業で使用する機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、記載すること。

②提出期限

令和5年3月28日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(3) 作成要領

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントを用い、11ポイント以上とすること。
- ②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるもの)

(5) 提出先

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町120番地
和寒町総務課財政係 電話：0165-32-2421
FAX：0165-32-4238

(6) 参加を辞退する場合

応募者が「和寒町公共施設LED照明導入事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年3月28日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 選考方法

(1) 評価について

評価については、提出された企画提案書をもとに選定委員会にて総合的に評価し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

評価は、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評価事項
①事業者の概要	事業者の姿勢 類似業務の実績、業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤
②業務全般、地域貢献度	提案の独自性、優位性 地域経済への貢献度
③電力消費量に関する考え方	電力消費量及びCO2排出量の削減効果 施設ごとの使用機器の妥当性、優位性（性能・品質など）
④機器納品方法	多数の機器を納品するに当たっての円滑かつ確実な方法
⑤維持管理等	機器貸与後の維持管理体制が整っているか
⑥業務工程	的確な業務工程及びスケジュール管理
⑦プレゼン・ヒアリング	説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力
⑧その他	提案内容に対する見積金額の適正度合

(3) プレゼンテーションの実施

- ①審査会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションの日程は、令和5年3月29日（水）を予定とし、時間及び場所については、提案者へ電子メールで通知する。
- ③プレゼンテーションの方法は、審査会委員に対しての提案説明（30分以内）、審査会委員から提案者に対する質疑と応答（15分程度）を提案者ごとに行う。
- ④プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。
- ⑤参加申し込みが1者の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、参加表明書及び提案書を用いた書類審査によることができることとする。

(4) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に文章で通知する。また、町のホームページにて、契約候補者及び次点候補者名を発表する。

電話や高騰、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

なお、応募者が1者の場合、書類選考のみで契約候補者を決定する場合がある。

8. リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、契約事業者の設置した設備の所有権は、町に無償（手続きに係る費用も含む）で譲渡することとする。

9. 契約締結

契約は、契約候補者と随意契約により締結するものとし、契約等に関する事務手続きは町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

10. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取り扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 町、応募者に無断で「和寒町公共施設LED照明導入事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはしない。

ただし、和寒町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は提出された書類を公開する場合がある。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④町からの提供書類の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、町と協議を行い、町がこれを認めた場合はこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑦提出書類について

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。

⑧提出期限の問い合わせには応じない。

⑨郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の構成な進行を妨げた場合。

オ. 公共施設LED照明導入事業の見積金額が提案上限を超えている場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、町との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。町は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は契約事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 契約事業者が倒産し又は契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業のけいぞくが困難と認められる場合には、町は契約事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、契約事業者は町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他、町又は契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と契約事業者は事業継続の可否について協議する。